

契 約 書 (案)

- 1 業務名 愛知県障害福祉サービス体制届電子化委託業務
- 2 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 3 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 契約保証金
- 5 業務内容 別添仕様書のとおり
- 6 特約条項 別添情報セキュリティに関する特約条項及び個人情報取扱事務委託基準のとおり

愛知県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に
おいて、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 8 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第2条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了又は契約の契約解除の後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

3 乙は、前2項の規定に違反したことによって、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(監督)

第4条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第5条 甲は、乙から事業実績報告書及びそれに付随する成果物の納入があったときは、10日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあったときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

4 乙は、契約満了日までに事業実績報告書及びそれに付随する成果物を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第6条 成果物の所有権は、検査に合格したときに乙から甲に移転し、同時にその成果物は甲に対して引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた成果物についての損害は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の補修、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完の請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

（履行遅延の場合における違約金）

第8条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年3.0パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

（甲の管理する施設、機器等の使用）

第9条 乙は、本件業務を遂行するために必要な範囲で、甲の承認を得て甲の管理する施設、機器等（以下「機器等」という。）を使用することができる。

2 乙が、前項の規定により機器等の使用を承認された場合において、乙が当該機器等を使用するのに要した光熱水費等の費用は、原則として甲が負担するものとする。

3 乙は、第1項の規定により使用を承認された機器等を、甲が別に示す使用条件に従い適切に使用するものとし、使用する必要がなくなった場合は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、速やかに現状に復帰させて甲に明け渡し、又は返却しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第10条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現の

ためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを使用することができる。

（特許権等の使用）

第11条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなくてはならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙がその使用に要した費用を負担しなければならない。

（変更契約）

第12条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得てこの契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約内容の変更を行う必要が生じたとき
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等によりこの契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき

（代金の支払）

第13条 甲は、履行完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年3.0パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
 - (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。
（談合その他不正行為に係る解除）

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に

規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第16条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約単価に実績数を乗じて得た金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約単価に実績数を乗じて得た金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴

力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第18条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第19条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第20条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第21条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

仕様書

本仕様書は、愛知県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して行う「愛知県障害福祉サービス体制届電子化委託業務」に適用し、その内容について定める。

1 趣旨

本委託業務では、障害福祉サービス事業者等が介護給付費等及び障害児通所給付費等の算定に係る届出（以下、「体制届」という。）をオンラインで提出できるシステムの構築及び運用保守を行う。

本委託業務は、事業者及び県職員の負担軽減及び事務の効率化を図ることを目的とするものであり、当該システムでは、事業者が審査の進捗状況を確認できるとともに、体制届に不備があった場合の甲と事業者との修正対応を行うことができる機能や、甲の効率的な事業所管理が可能となるよう、システム内に登録されたデータを出力する機能を有するものとする。

2 業務内容

本委託業務において、乙は以下の業務を実施すること。

- (1) kintone、kViewer、フォームブリッジ及びプリントクリエイターを利用し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児支援に係る給付費を対象とした体制届の電子届出システムを甲の用意した環境に構築する。

なお、本委託業務で構築するアプリは、本県 kintone 環境（下表のとおり）において運用するため、現環境を用いて構築すること。

（表：本県 kintone 環境）

基盤		
サイボウズ株式会社	kintone	スタンダードコース ※ 本業務での使用は2アカウントを想定している。 ※ ゲストユーザーは利用できない。
プラグイン・連携サービス		
トヨクモ株式会社	FormBridge	プロフェッショナルコース Toyokumo kintoneApp 認証 上限 5,000
	kViewer	プロフェッショナルコース Toyokumo kintoneApp 認証 上限 5,000
	PrintCreator	プレミアムコース
	DataCollect	プレミアムコース

(2) kintone において、次のアプリを構築すること。

ア ユーザー登録用アプリ

ユーザー管理を制御するためのアプリ。

イ トップページ用アプリ

トップページに表示する項目を管理するアプリ。

ウ 障害者向けサービス用アプリ

障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の体制届を管理するアプリ。

厚生労働省「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書」に規定する「事業所異動連絡票情報」の項目及び甲が指定する体制届の添付書類の提出ファイルが登録される。

エ 障害児向けサービス用アプリ

児童福祉法に基づく障害児支援に係る給付費の体制届を管理するアプリ。

厚生労働省「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書」に規定する「事業所異動連絡票情報」の項目及び甲が指定する体制届の添付書類の提出ファイルが登録される。

オ システム連携 CSV 出力用アプリ

事業所管理システムへ連携する CSV ファイルの出力機能があるアプリ。

厚生労働省「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書」に規定する「事業所異動連絡票情報」の項目のうち、甲が指定するデータを出力するもの。

(3) kViewer において、次のビューを構築すること。

ア トップページ（事業者用）

ログインしている事業者の登録情報が表示され、障害者向けサービス及び障害児向けサービスの新規届出登録フォーム・届出内容確認画面へのリンクが設置されたページ。

ユーザー登録用アプリとの自動連携により、ユーザー管理を行う。

イ トップページ（管理者用）

ログインしている管理者の登録情報が表示され、障害者向けサービス及び障害児向けサービスの新規届出登録フォーム・届出内容確認画面へのリンクが設置されたページ。

メールアドレス登録により、ユーザー管理を行う。

ウ ユーザー情報画面（事業者用）

ログイン中のユーザー情報を表示する画面であり、ユーザー登録用アプリとの自動連携により、ユーザー管理を行う。

エ ユーザー登録リスト画面（管理者用）

全ユーザーの一覧を表示する管理者用画面であり、メールアドレス登録により、ユーザー管理を行う。

オ 届出状況確認画面（事業者用）

ログインしているユーザーの届出状況の一覧及び詳細画面を表示する画面であり、ユーザー登録用アプリとの自動連携により、ユーザー管理を行う。

障害者向けサービスと障害児向けサービスで異なるビューを作成すること。

届出状況の一覧は、差戻し時にマーカー表示がされること。

詳細画面は、PDF 出力ボタンを設置し、体制届及び選択した加算のみの体制届等状況一覧表の PDF 出力ができること。また、差戻し時にのみ編集ボタンが表示され、そこから届出内容を修正できること。

カ 届出状況確認画面（管理者用）

全ての届出状況の一覧及び詳細画面を表示する画面であり、メールアドレス登録により、ユーザー管理を行う。

障害者向けサービスと障害児向けサービスで異なるビューを作成すること。

届出状況の一覧は、差戻し及び再提出時にマーカー表示がされるとともに、事業所検索ができること。

詳細画面は、PDF 出力ボタンを設置し、体制届及び選択した加算のみの体制届等状況一覧表の PDF 出力ができること。また、編集ボタンが表示され、そこから届出内容を変更できること。

(4) フォームブリッジにおいて、次のフォームを構築すること。

ア ユーザー登録フォーム

事業者がメールアドレスおよびその他の事業所情報を登録するためのフォーム。

イ 入力フォーム（事業者用）

事業者が体制届等の情報を登録するための入力フォーム。

障害者向けサービスと障害児向けサービスで異なるフォームを作成すること。

条件分岐機能により、選択したサービスに対応した加算項目のみを表示するとともに、選択した加算やその入力内容に応じて項目が表示・非表示の切り替えがされること。なお、添付書類をアップロードする項目についても、甲が指定する必要な書類に対応すること。

また、甲との協議により、表示・非表示の条件や必須項目の設定を行うことにより、入力漏れや書類の添付漏れを制御すること。

甲との協議により、書類提出や進捗状況に応じて、甲宛て及び事業者宛ての自動通知メールの設定を行うこと。

ウ 入力フォーム（管理者用）

管理者が体制届等の情報を登録・変更するための入力フォーム。

障害者向けサービスと障害児向けサービスで異なるフォームを作成すること。

事業者が入力できる項目のほか、進捗状況の登録ができ、甲から事業者宛ての連絡事項や事業所には表示しない備考情報等の入力ができること。

甲との協議により、書類提出や進捗状況に応じて、甲宛て及び事業者宛ての自動通知メールの設定を行うこと。

(5) プリントクリエイターにおいて、次の帳票を構築すること。

ア 障害者向けサービス

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・サービスごとの介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

イ 障害児向けサービス

- ・障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・サービスごとの障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- (6) 厚生労働省「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書」に規定する「事業所異動連絡票情報」及び甲が指定する体制届の必要書類等について甲と協議を行い、入力・表示・管理する項目を設定する。
- (7) 甲の環境での設定完了後、乙は本システムの安定稼働に必要な問い合わせ対応及び設定修正等の保守対応を行うこと。なお、保守対応は原則として電話又はメール等により実施する。ただし、改定時等における仕様変更で甲が必要と認める場合、年1回を上限として現地対応による改修作業を実施できるものとする。

3 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- (1) 設定済み環境一式（甲の環境内に設定すること）
- 乙は、甲が指定する環境（本番環境）において、職員同席のもと現地対応にて以下の移行作業を行い、設定が完了した状態で引き渡すものとする。
- ア kintone
電子届出システムに必要な kintone アプリ一式（例：利用者情報、届出情報、審査情報等）、フィールド設定、一覧設定その他運用に必要な設定
 - イ kViewer
事業所用画面（例：届出メニュー、届出状況確認）、管理者用画面（例：届出一覧）、表示条件（利用者は自分の情報／届出のみ表示等）、リンク／ボタン（新規登録、編集、確認、PDF出力等）の設定
 - ウ フォームブリッジ
ユーザー登録フォーム、届出入力フォーム、送信完了後の画面表示切替（トップページ等への自動遷移）の設定
 - エ プリントクリエイター
体制届 PDF テンプレート一式、体制等状況一覧表 PDF テンプレート一式、kintone の各項目と帳票項目のマッピング設定、利用者側／審査側での PDF 出力導線の設定
- (2) 設定一覧・設計情報（引継ぎ資料）
- 乙は、(1) の設定内容について、以下を作成し提出するものとする。
- 画面一覧、画面仕様（リンク／ボタンの動作含む）、項目定義書（フィールド名、型、必須、制約、コード値等）、権限設定一覧（ロール別の参照・編集範囲）、帳票定義（PDF テンプレート仕様、項目マッピング表）、通知仕様（トリガ条件、宛先、件名・本文テンプレート）
- (3) テスト結果（受入確認用）
- 乙は、甲が指定する受入観点に基づき、動作確認結果（チェック表）を提出するものとする。
- (4) 利用手順書

乙は、甲側および審査側の基本操作、差戻し・再提出の手順、CSV 出力手順等を記載した利用手順書を提出するものとする。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

なお、履行の内訳は次のとおりとする。

(1) 構築期間

契約締結の日から、甲が指定する環境（本番環境）における設定作業が完了し、甲の受入確認（検収）が完了する日までとする。

(2) 保守期間

前号の検収完了日の翌日から令和9年3月31日までとする。

※検収完了日は、甲乙協議の上、業務完了報告書その他の書面により確定するものとする。

5 権利の帰属等

(1) 本業務において乙が作成し、甲に提出する成果物（設計資料、設定一覧、手順書、テスト結果、帳票テンプレート等。以下「提出成果物」という。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、特段の定めがない限り、検収完了をもって甲に帰属するものとする。

(2) 前項にかかわらず、乙が甲環境へ移行する前に乙の環境において構築・作成した設定、画面、フォーム、帳票、プログラム、テンプレート、データ構造及びノウハウ等（以下「乙環境成果物」という。）に係る権利は乙に帰属し、乙はこれを留保する。

(3) 乙は、甲に対し、本業務の目的を達成するために必要な範囲で、乙環境成果物を無償・非独占的に使用（複製、改変、翻案、甲の環境への移行・設定を含む。）する権利を許諾するものとする。

(4) 甲の環境（甲が指定する環境）において設定が完了し、甲が受入確認（検収）した設定内容（kintone アプリ設定、kViewer ビュー設定、フォームブリッジフォーム設定及びプリントクリエイター設定）について、甲は当該環境内において運用、変更、追加及び複製（複写・移設を含む。）できるものとし、乙はこれを妨げない。

(5) kintone、kViewer、フォームブリッジ、プリントクリエイター等の各サービスのプラットフォーム、標準機能、各社が提供するテンプレート・部品・マニュアル等に係る権利は各権利者に留保されるものとする。

(6) 乙は、甲が前各項に基づき成果物を利用する範囲において、著作者人格権を行使しないものとする。

(7) 乙は、成果物が第三者の権利（著作権、特許権、商標権その他一切の権利）を侵害しないことを保証する。万一第三者から権利侵害の申立て等があった場合は、乙の責任と負担においてこれを解決し、甲に生じた損害を補償するものとする。

6 留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに制作スケジュールを提出し、甲の承認を得ること。
- (2) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約先候補者とは、内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (3) 本業務の実施に当たっては、事前に甲と十分に協議を行うこと。また、契約期間中は、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置くこと。
- (4) 業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、乙が負担すること。ただし、甲の環境で必要となるクラウドサービス及びそのオプションにかかる利用料は、甲が負担すること。
- (5) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。また、本業務に係る人件費については、本業務への従事であることを明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合、甲に協力すること。
- (7) 本業務の履行に当たっては、契約書及び本仕様書を遵守し、指揮管理を徹底して、甲に損害を生じせしめないよう留意すること。
- (8) 乙は本業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を甲の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (9) 乙は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (10) 契約書及び本仕様書に明記されていない事項については、乙は甲と協議し、その指示に従うこと。また、本業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっては同様とする。
- (11) 本業務の実施途中で問題、事故等が発生した場合については、直ちに甲へ連絡・協議するとともに、乙の責任において解決を図ること。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシー、愛知県行政情報通信ネットワーク運営管理要領を遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第7条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求められることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

別記

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内において直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。（第三者への提供の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。（安全管理措置に関する事項）

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。（資料等の返還等）

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。（第三者等からの回収）

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。（報告検査等）

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。（事故の場合の措置）

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。（損害賠償）

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は県の機関、乙は受託者をいう。